

入 札 説 明 書

科学技術・学術政策研究所において行う「令和７年度科学技術・学術政策研究所ヘルプデスク業務 一式」に係るこの入札説明書は、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）等の会計法令、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成１３年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、科学技術・学術政策研究所が発注する調達（物品等の購入、製造若しくは借入又は特定役務）契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１ 競争入札に付する事項

契約書（案）のとおり

２ 競争加入者に必要な資格

(1) 予決令第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和７・８・９年度における「役務の提供等」のＢ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。

なお、格付けされている令和０７・０８・０９年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の等級にかかわらず、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成１２年１０月１０日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」の要件を満たす者は、有している参加資格の等級に関わらず参加できるものとする。

具体的には以下ア～キのいずれかを満たす者であること。

ア．当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者

イ．資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札における等級に相当する数値となる者

項 目	区 分	加算数値
特許保有件数 （当該入札物件等に関する特許）	３件以上	１５
	２件	１０
	１件	５
技術士資格保有者数 （当該入札物件の製造等に携わる従業員）	９人以上	１５
	７～８人	１２
	５～６人	９
	３～４人	６
	１～２人	３
技術認定者数（特級、１級、単一等級） （当該入札物件の製造等に携わる従業員）	１１人以上	６
	９～１０人	５
	７～８人	４
	５～６人	３
	３～４人	２
	１～２人	１

注１．特許には、海外で取得した特許を含む。

２．技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ．ＳＢＩＲ制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

エ. 主たる官民ファンドの支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

注1. 主たる官民ファンドとは、株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構をいう。

オ. 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、法別表第3に掲げるものをいう。以下同じ。）が法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

カ. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が認定したベンチャーキャピタル等の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

注1. AMEDが認定したベンチャーキャピタル等とは、AMEDによる「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」において採択されたベンチャーキャピタル等をいう。

2. NEDOが認定したベンチャーキャピタル等とは、NEDOによる「研究開発型スタートアップ支援事業／ベンチャーキャピタル等の認定」において採択されたベンチャーキャピタル等をいう。

キ. グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup 又は J-Startup 地域版）に選定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者

また、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。調達ポータルを確認し、資格審査申請手続を行うこと。

URL：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

- (4) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (5) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関係していない者であること。
- (6) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (7) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が資格要件を定める場合には、当該資格を有するものであること。
- (8) 入札書及び入札関係書類の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等該当しない旨の誓約書を提出した者であること。但し、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は、この限りではない。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した入札関係書類の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

【契約・仕様関係】

東京都千代田区霞が関3-2-2

科学技術・学術政策研究所総務課用度係

TEL：03-5253-4111（内線7013）

E-mail：keiyaku[at]nistep.go.jp（メール送信の際は、[at]を@に変換）

【電子調達システム関係】

電子調達システム（調達ポータル）

URL：http://www.p-portal.go.jp/

電子調達システムヘルプデスク

TEL：0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP 電話等をご利用の場合）

受付時間：平日9時00分～17時30分

（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）

- (2) 入札説明会の開催は、下記のとおりとする。

令和7年11月21日（金）11：00～（Webex を利用）

参加希望者は、入札説明会の開催前日正午までに3(1)の連絡先までメールで事前に申し込むこと。

質問期限 令和7年11月25日（火）12：00

仕様書等について質問等がある場合は、上記3(1)の連絡先まで質問票を添付しメールにて提出すること。

- (3) 入札書の受領期限

令和7年12月8日（月）12：00

- (4) 入札書の提出方法

電子調達システムを利用した電子入札が可能である。

競争加入者又はその代理人は、本入札説明書、仕様書、契約書（案）を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、上記3(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (A) 紙による入札の場合

① 競争加入者又はその代理人は、「別紙2 契約関係書類」に定める書類を作成し、入札書の受領期限までに電子メール、持参又は郵便にて書面により提出すること。

② 競争加入者又はその代理人は、「別紙2 契約関係書類」に定める書類を郵便・信書便にて提出する場合には、配達記録が残るようにすることとし、併せて本調達担当係宛であることを明記すること。また発送後、その旨担当係へ連絡すること。

③ 競争加入者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した別紙4の入札書を作成し、提出する場合には封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件）の入札書在中」と朱書きしなければならない。また郵便・信書便にて提出する場合には、配達記録が残るようにすることとし、併せて本調達担当係宛であることを明記すること。また、発送後、その旨担当係へ連絡すること。（電子メールによる入札書の提出は認めない。）

（ア）調達件名

（イ）入札金額

（ウ）競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

（エ）代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

（オ）電子くじ番号（任意の3桁の数字）

④ 電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

⑤ 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。また、入札金額の訂正はできない。

⑥ 競争加入者又はその代理人は、入札書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙3の誓約書を提出しなければならない。

- (B) 電子調達システムによる入札の場合

① 競争加入者又はその代理人は、「別紙2 契約関係書類」に定める書類を作成し、電子調達システムで定める手続きに従い、提出期限までに電子データ（特記なき場合はPDF形式）により提出すること。なお、提出後、下記連絡先まで電話にて連絡す

ること。

〔連絡先〕 科学技術・学術政策研究所 総務課 用度係

TEL：03-5253-4111（内線7013）

- ② 競争加入者又はその代理人は、電子調達システムで定める手続きに従い、入札書の受領期限までに入札書を提出すること。なお、入札書に準拠して入札金額を記載した内訳書を添付すること。また、電子くじ番号（任意の3桁の数字）の入力を要するので留意すること。
- ③ 電子調達システムの不具合等により入札書の受領を確認できない可能性があるため、競争加入者等は、入札書の受領期限の前日までに入札書を提出することが望ましい。
- ④ 上記3(4)(A)⑤及び⑥は、電子調達システムによる入札の場合において準用する。なお、別紙3の誓約書の提出方法については上記3(4)(B)①によること。
- (5) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、調達案件に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、支払方法等の契約条件を契約書（案）及び文部科学省契約規則等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (7) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (8) 代理人が入札する場合は、委任状を添付しなければならない。
- (9) 競争加入者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (10) 競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は、これを中止することができる。
- (11) 入札公告により一般競争（指名競争）参加資格申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。なお、開札日時までに審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行った者に通知する。
- (12) 開札の日時及び場所
令和7年12月16日（火）14時00分 科学技術・学術政策研究所小会議室
（中央合同庁舎第7号館東館16階）
- (13) 開札
開札手続きは、紙による入札も含め、電子調達システムにより処理する。なお、当初の入札において電子調達システムによる入札をした者は、再度入札において紙による入札ができないものとする。また、当初の入札において紙による入札をした者は再度入札において電子調達システムによる入札ができないものとする。
(A) 紙による入札の場合
① 開札は、競争加入者又はその代理人を立ち合わせて行う。また、競争加入者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。
② 開札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記3(13)(A)①の立会職員以外の者は入場することはできない。
③ 競争加入者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
④ 競争加入者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記3

- (8)に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
- (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者
- ⑦ 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人等となることができない。
- ⑧ 開札をした場合において、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (B) 電子調達システムによる入札の場合
- ① 入札者又は代理人は、開札時刻には電子調達システムを立ち上げ、開札状況を確認できるようにすること。
- ② 上記3(13)(A)⑧は、電子調達システムによる入札の場合において準用する。
なお、再度入札が行われることとなった場合には、指定された時刻までに再度の入札書を提出すること。

4 入札保証金

免除する。

5 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加するものに必要な資格のない者が提出したもの
- (2) 入札者に求められる義務を履行しない者の提出したもの
- (3) 調達件名及び入札金額のないもの
- (4) 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）がない又は判然としないもの
- (5) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）並びに、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名がない又は判然としないもの（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 調達件名に重大な誤りのあるもの
- (7) 入札金額の記載が不明確なもの
- (8) 入札金額の記載を訂正したもの
- (9) 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに本調達担当までに到達しなかったもの
- (10) 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者又はその代理人に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- (11) この入札に関し、公正な競争を阻害する行為を行ったと認められる者の提出したもの
- (12) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの
- (13) 2(8)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの。
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 公告に示した役務供給を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札書を提出した入札者のうち、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予決令第84条で定めるものについて、相手方となるべ

き者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

(本件入札は、令和7年度予算が成立した場合に効力を生ずるものであるため、それまでは、落札の予定者とする。)

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。くじは原則として電子調達システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち電子くじ番号の記載がない者があるときは、当該入札者に確認の上、これに代わって入札事務に関係のない職員が電子くじ番号を決定する。
- (4) 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から(1)の規定により難い契約については、(1)の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの(1の場合にあっては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。
 - ① 契約担当官等は、国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が国にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。
 - ② 契約担当官等は、その性質又は目的から(1)の規定により難い契約で前号に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものををもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- (5) 支出負担行為担当官は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札とされなかった競争加入者に書面により通知する。ただし、開札に参加した者については、開札上での発表をもってこれに代えるものとする。また、落札できなかった競争加入者は、落札の相対的な利点に関する情報(当該競争加入者と落札者のそれぞれの入札価格)の提供を要請することができる。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

免除する。

8 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合は、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、支出負担行為担当官が当該契約書の案を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (2) (1)の場合において支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に交付又は送付するものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書を記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 本契約の相手方が信用保証協会、中小企業信用保険法施行令第1条の4に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法第2条第2項に規定する信託会社に対して、請負代金債権を譲渡する予定がある場合には、その者からの申し出により契約書に以下の特約条項を追加することができる。

第〇条 請負者は、次の各号に掲げる者(以下「譲受人」という。)に対して、請負代

金債権を譲渡することができる。

- 一 信用保証協会
 - 二 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関
 - 三 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社
 - 四 信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社
- 2 請負者は、譲受人との請負代金債権の譲渡に関する契約には、譲受人が当該請負代金債権を他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他請負代金債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない旨の条件を付さなければならない。
- 3 発注者は、請負者又は譲受人から第1項の規定に基づく請負代金債権の譲渡に係る民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する承諾の依頼を受けたときは、請負代金債権の譲渡を承諾するまでに、請負者に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できることを条件として承諾するものとする。
- 4 請負者が譲受人に請負代金債権の譲渡を行った場合においては、発注者の行う当該請負代金債務に係る弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、当該請負代金に係る支出の決定を同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して通知したときに生ずるものとする。

9 契約条項

契約書（案）及び文部科学省契約規則のとおり

10 入札者に求められる義務

競争加入者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに競争加入者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 その他必要な事項

- (1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 別紙2で示す「当所の交付する仕様書に基づく提案書及び付属説明資料・カタログ等」については、本件調達仕様書の要求要件をどのように満たすかを要求要件毎に具体的かつ、わかりやすく必要に応じて資料等を添付するなどして作成すること。
なお、内容が要求要件を満たしていないと判断した場合は、落札決定の対象から除外する。
- (3) 競争加入者又はその代理人は、入札書の提出（電子調達システムにより入札をした場合を含む）をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。